

保険医療機関における書面揭示事項

令和6年6月診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面揭示事項について Web サイト上に掲載いたします。

明細書発行体制等加算

当院では領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書には検査や処置、使用した薬剤の名称など、診療に関する情報が記載されています。診療情報は、患者様にとって大切な「個人情報」です。その点を十分にご理解いただき、取り扱いにはご注意ください。明細書の発行を希望されない方は、会計の際に、その旨お申し出ください。※明細書の項目にある「明細書発行体制等加算」は医療機関の明細書発行体制を評価するもので、明細書の費用ではありません。

医療情報取得加算、医療 DX 推進体制整備加算

当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を整備しております。オンライン資格確認により必要な診療情報・薬剤情報等を取得し、医師が診察室等で確認し、その情報を活用して診療を行っています。医療 DX を通じて質の高い医療の提供に努めています。

一般名処方加算

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明点などがありましたら当院職員までご相談ください。

生活習慣病管理料の施設基準に係る院内揭示

当院では患者様の状態に応じ、28 日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

姫島クリニック